

平成30年度 富山県介護支援専門員 更新研修B (実務未経験者) 実施要領

1 目的

介護支援専門員証の更新時に研修の受講を義務付けることにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 富山県 (委託先：富山県福祉カレッジ)

3 対象

現在有効な介護支援専門員証の交付を受けてから、有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方で、概ね1年以内に有効期間満了となる方

4 申込方法

県高齢福祉課へ介護支援専門員更新研修B受講申込書(別紙 更新B)を下記の期日までに簡易書留にて送付ください。

申込期限 平成30年6月18日(月) **必着**
申込先 〒930-8501 (住所は省略できます)
富山県庁 高齢福祉課介護保険係 研修担当
※封筒の表に、「介護支援専門員研修受講申込書在中」と明記。
問合せ先 富山県福祉カレッジ TEL 076-432-6513

5 受講手数料

25,000円 別に研修テキスト代、参考図書代が必要です。

※研修テキスト代、参考図書代については、研修初日に書籍と引き換えにお支払い頂きます(金額については、受講決定時にご案内します)。

※受講手数料については、介護支専門員研修受講申込書に「富山県収入証紙」を貼付のうえ、お申込みください。(「収入印紙」ではありません。)

富山県収入証紙売りさばき所(販売所)は、富山県出納局出納課(トピックス：富山県収入証紙)ホームページを参照ください。

※受講定員オーバー等の理由で主催者側から受講をお断りした場合を除き、いかなる理由があっても、受講手数料の返金はいたしませんのでご了承ください。

6 留意事項

受講決定通知は、ご自宅へ、7月18日(水)頃の到着を予定しています。

7月20日(金)までに受講決定通知が届かない場合は、必ず県高齢福祉課までお問い合わせください。 TEL 076-444-3272

7 研修修了要件と修了証明書の交付について

次のア、イ、ウの要件が満たされた場合において、修了証明書を交付します。

ア. 講義・演習の全時間の出席が認められた場合

イ. 外部実習・職場実習の実績が認められた場合

ウ. 研修期間中に提出を指示した書類が全て提出された場合

※修了証明書は、介護支援専門員証の更新手続きに必要となりますので、大切に保管してください。また、修了証明書の再交付はできませんので、ご注意願います。

8 その他

- (1) 厚生労働省が示す研修ガイドラインに基づき、専門職として修得しておくべき知識・技術が到達目標に達しているかどうかの確認・評価を図るため、研修記録シートを使用し、研修前・研修直後・研修3ヶ月後に自己評価し、メールにて提出してください。

※研修記録シート(Excel)については、受講決定通知送付後に富山県高齢福祉課のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

※研修初日までに、管理者と面接し、研修記録シート1(目標)の受講前(受講者及び管理者)欄、研修記録シート2(評価)の受講前欄を記入し、研修の全日程にご持参ください。

※「管理者記入欄」の管理者とは、居宅介護支援事業所等に在籍の受講者は事業所管理者に、施設・病院等に在籍の受講者は直属の上司(介護支援専門員以外でも可)としており、記入をお願いできない場合等には、地域包括支援センター等の主任介護支援専門員に相談して記入をしてもらってください。

※研修記録シート2及び研修記録シート3については、実務研修の記録シートのうち必要ページのみ使用してください。

※提出時期及び提出先(アドレス)については、研修中にお伝えします。

- (2) 受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営及び修了証明書の作成以外の目的に利用することはありません。
- (3) 研修開催期間中は、本人確認のために介護支援専門員証の着用をお願いします。
- (4) 12日間の継続受講を原則とします。
遅刻・早退・欠席された場合は、原則として修了証明書の発行ができません。各自、業務管理、体調管理等に十分ご注意ください。
- (5) カリキュラムの時間等が、変更になる場合もありますのでご了承ください。
- (6) 駐車場のない会場もありますので、なるべく公共交通機関のご利用にご協力願います。(車でお越しの場合は、会場周辺の駐車場をご利用ください。その際、駐車料金は自己負担となります。)
- (7) 会場によっては、空調の微調整が難しい場合があります。各自、衣類・ひざ掛け等で調整をお願いします。